

# メディア・リテラシー関連教材として 実用文を捉える

## ——SNSの利用規約を書き変える活動の提案——

砂 川 誠 司

### 1. はじめに

「高等学校学習指導要領」(平成30年告示)において、国語は「実社会」への対応が求められることとなった。ここで想定されている「実社会」とはどのようなものだろうか。学習指導要領の総則に示されているような「Society5.0」や「情報化やグローバル化が進展する社会」であろうか<sup>1</sup>。「複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている」と総則では述べられている。この見方に従い、国語で実社会に対応するための教材を用意するなら、特定の状況からのみ一義的に意味の決められる教材では十分ではないと思われる。状況に応じて意味が変化することを前提とした教材を用意し、どのような状況に応じてどのように意味が構築されるのか、そして、異なる状況にいる者同士がどうやって意味をすり合わせていくのかなどが指導の中身として考えられる必要がある。

こうした改変と軌を一にする共通テストのプレテスト等では、「著作権法(抄)」(平成30年度試行調査)や「生徒会部活動規約」(平成29年度試行調査)、あるいは「景観保護ガイドライン」や「駐車場使用契約書」(モデル問題例)が取り上げられた。いずれも実用文の読みの対象としてである。これら実用文は、実社会を反映する文章のモデルとして機能するものである。しかし、評価問題として扱われているためか、書かれている情報を過不足なく把握することが目指されており、多様な状況に応じて意味が変化するということにはほとんど踏み込めていない。まして目的の再構築などには程遠い設定である。そのようなことに踏み込むためには、どのような学習活動や教育評価が必要なのかを考え、実用文による教育の可能性をより具体的に明らかにする必要があるだろう。

本稿は、実用文をいかに扱うことができるかということについてのひとつの提案を行う。特に、メディア・リテラシー教育に関連できる可能性のあるSNSの利用規約を事例として取り上げる。メディア・リテラシー教育においては、情報が発信される背景についての理解が求められる。そのためにSNS上の情報そのものについて分析することも有効だが、サービスを提供する企業がユーザーといかなる契約を結ぼうとしているかということを理解することも有効だと考えられる。まさにそれは、情報が発信される背景である媒体＝メディアについての理解をもたらすものになると考えられるからである。

本稿ではまず、試行調査に用いられた実用文について、その扱いの可能性を、評価と

(2)

いう文脈を脱して捉えることから始める。そのうえで、現時点で実用文やその評価問題に向けられている批判から、見出した可能性が十分に可能性たりえるか検討する。そして、メディア・リテラシー教育関連教材として SNS の利用規約の可能性を検討する。これらの手続きを経て、実用文の読みの対象として SNS の利用規約を用いた活動をひとつの提案としてまとめる。

## 2. 「実用文」の検討—評価を脱文脈して

プレテスト等で用いられたものは上述のとおりであったが、ここではそのなかから「生徒会部活動規約」を例に、その可能性を探る。文としては、「第1章 総則」第1～4条、「第2章 部の運営」第5～11条、「第3章 部の新設・休部・廃部」第12条～16条が示され、「第4章 同好会」以下は省略され提示されている（本稿において言及するもののみ、表1に示す）。

また、プレテストには、これとは別に、資料①「部活動に関する生徒会への主な要望」、資料②「市内5校の部活動の終了時間」、資料③「青原高校新聞（平成28年9月7日文化祭特別号 青原高等学校新聞部）抜粋」、および執行部会の

表1 H29年度試行調査、p4より抜粋

青原高等学校 生徒会部活動規約	
第1章 総則	
第2条	部活動に関係する事項は生徒会部活動委員会が審議し、生徒総会の決議を経て職員会議に提案する。
第3章 部の新設・休部・廃部	
第12条	部の新設は、同好会として3年以上活動していることを条件とする。
第13条	条件を満たし、部として新設を希望する同好会は、当該年度の4月第2週までに、所定の様式に必要事項を記入し、生徒会部活動委員会に提出することとする。なお、提出期限に遅れた場合、部の新設は次年度以降とする。

メンバー五人の会話があり、資料と会話を照らし合わせながら設問に答えることが求められている。すなわち、執行部会の構成員という立場から規約が把握されている様相が、会話のなかに織り込まれている。

その立場から規約を読むとどうなるか。それは端的に、委員長の発言に現れる。資料①に挙げられたダンス部の設立を求める要望に対して、委員長は「議題にならない」という。なぜなら、規約には第12条に「部の新設は、同好会として3年以上活動していることを条件とする」とあるからであり、「現在活動中の同好会は、「軽音楽部」だけ」だからである。さらに

【資料①】

部活動に関する生徒会への主な要望

要望の内容	要望したクラス	生徒会意見箱に投函された数
ダンス部の設立	1年A組 1年B組 1年C組	35通
部活動の終了時間の延長	1年D組 2年C組 2年D組	28通
シャワー室の改修	3年A組 3年B組	19通
照明機器の増設	2年A組 3年D組	15通
兼部規定の見直し	3年C組	25通
同好会規定の見直し	2年B組	13通

・投函された意見の総数は148通。そのうち部活動に関する要望は135通。  
・今年度4月末の生徒総数は477人。各学年は4クラス。

図1 H29年度試行調査、p.7より抜粋

委員長は、「[ダンス部]の設立希望があるのなら、規約どおりに進める必要があります」という。この発言をめぐる設問があるわけではない。また、規約を遵守して議論を展開するという手続きに自体に問題があるわけでもない。したがって、執行部会の会話のみからは、異なる立場から規約がどう把握されるかという点は読むことができないように構成されているといえる。別の資料も、会話の理解を助けるために関連づけて読むように用意されているものと捉えられる。しかし、この別資料は、会話の理解を助けるためだけに読むには、不要な情報も含まれている。それらの情報は、逆説的に、異なる立場の存在を浮かび上がらせているようでもある。評価の文脈からみれば、それらの情報は単に不要なものとして読み飛ばせばよいであろうが、ここではその文脈を脱し、別の角度から文の意味を明らかにしてみたい。

資料①をみると、生徒会への要望はクラスごとに行われているものがあるとわかる。ダンス部の設立を要望したのは1年A～C組の3クラスであり、「各学年は4クラス」とあるので1年生の4分の3が要望していることになる。クラスからの要望はいわばクラスの総意としての要望であり、教員の指導のもとに行われたクラス会でまとめられたものであろう。ダンス部の設立という要望は、規約を知った上で提出されたものと推測されるのである。資料①には、ほかに「兼部規定の見直し」や「同好会規定の見直し」など、規約の改定を求める要望がある。なぜ、「ダンス部の設立」という要望は、「部の新設規定の見直し」として要望されなかったのだろうか。この状況は推測するしかないが、「同好会として3年以上活動」という規定では、現1年生が行いたい活動ができないということではないだろうか。規約第13条には、「部として新設を希望する同好会は、当該年度の4月第2週までに、所定の様式に必要事項を記入し、生徒会部活動委員会に提出すること」、また第14条には「部の新設には、生徒総会において出席者の過半数の賛成を必要とする」とある。仮に、「部の新設規定の見直し」として「同好会として1年以上活動」と改訂したとしても、部として現在の1年生が活動できるのは、3年生時の生徒総会の決議を経た後である。おそらく、現在の規約では、どうやっても現1年生が行いたい活動はできないということであろう。これらのことは、執行部会の立場から規約通りに議論を進めることをより正当化するものとも捉えることもできる。しかし、一方の立場を方途を尽くして強化しているその間に、1年A～C組の3クラスが規約違反を覚悟のうえで部の新設を要望したのではないかとの推測がもたらされる余地が生まれているともいえるのである。

もちろん、これらの推測は、推測にすぎない。しかし、規約と、読む文脈を規定する会話、そして異なる文脈の存在をほのめかす資料があることで、これらのテキスト群は異なる立場からの見え方を推し量る材料となる可能性が残されている。もし、このような可能性に開かれたかたちでテキストを検討するのであれば、なぜ規約は3年を条件として作られているのか、それは誰のため、何のために作られたものなのか、そもそもいつ作られたのか、変更の手続きには何が必要なのか、あるいは執行部と要望者が折り合

いをつけるにはどのようにするべきなのか、さらにその先に待っている職員会議との関係はどうなのかなど、もっともっと考えを巡らせることが必要であろう。テキストの間隙にある微細な兆候から、可能性を広げることは不可能なことではないと考える。

### 3. 批判を乗り越えて

以上のような可能性は、事例に固有のものであるかもしれない。問題例はモデルではあるが、かなり具体的な状況に依存する読み方を提示しているからである。実用文を用いれば常に多様な状況からの読みに開かれるというわけではないであろう。

試行調査や学習指導要領に対しては、さまざまな批判が行われているところである。ここでは、それらの批判から、実用文に関する指摘を取り出し、上に見出した可能性について検討してみたい。

具体的に、上の生徒会規約についての発言は、たとえば、部活動の終了時間延長の要望への副委員長の発言を記述で解答させる問題の正答例に対して、「こうした意見は本来、学校側との折衝の中で出てくるものではないでしょうか。その前段階で、生徒があらかじめ学校側の意向を忖度できる能力が問われている」（安藤宏，2020）。とするもの、同様の指摘をしつつ、「ほんとうに生徒の「思考力・判断力・表現力」がとわれるとしたら、この架空の高校の生徒会部活動委員会の執行部が延長問題にぶつかって、「それでは、どのように提案していけばいいか、みんなで考えましょう」と島崎委員長が発言したその後のことではないでしょうか。延長の希望と、安全面の考慮という矛盾をどう解きほぐすのか」（紅野謙介，2018）というものがある。どちらも設問が問題であるというものである。後者は、規約文を通じて異なる立場の意見が交渉される場に学習の契機を見ようとするものであるが、「無署名であることは作成者の「無意識」を鉄の意志として示すことなのです。それはみずからを「公共性」の代表とし、全体に従うように表明することに等しい」という無署名の文章が持つ権力性を批判しているくんだりからは、この規約文では学習の契機たりえないという認識も窺える。

署名のある文章を扱うということ、つまり書き手個人の思想にアクセスするということは、国語科においてはこれまでも、そしてこれからも重要なことがらであることに変わりはない。では、署名のない文章はいかに捉えていけばよいのだろうか。それは全く国語の学習に値しないという見方も当然あるだろう。署名のない文章は、ある種の社会性のある文章である。文章の背後には、複数の人間の存在がある。また、それは不特定の相手に差し出される文章である。限定的な範囲の相手であることが多いが、こう捉えるならば、それは集団と集団のあいだに成立している文章であるといえよう。社会的な状況が文章の意味づけに強く関わるテキストである。異なる状況にいる者同士がどうやって意味をすり合わせていくかということに資する文書としては、むしろ親和性の高いものと言えるかもしれない。五味淵典嗣（2019.5）の次の発言を参考にしたい。

文学研究が鍛えてきた分析と記述の手法を、法やメディア、政治の言語などの場面で積極的に援用していくこと（中略）は、当該文書作成者の「思い」を忖度するためでは断じてない。例えば学習指導要領「解説」のような文書の言説分析をした結果、どんなエージェントのどんな思惑が葛藤しているのかを浮かび上がらせることはできるが、その目的は、問題とする法なり文書なり資料なりを支える論理の枠組みをあぶり出し、そこにどんなイデオロギーが潜在しているかを明らかにし、力の作用する向きを変えるには、どのポイントで・どのように介入すべきかを見定めていくためであって、官僚文書の作成者の労苦や苦心を慮るためではない。（p.161）

これは契約書の授業への導入を推奨する見解への批判として述べられているものであるが、複数の人間の思惑を調整することによって成立しているという性質そのものが、読み解かれるべき対象となるということである<sup>2</sup>。もちろん、いつでもその原理を適用して読むという行為を規定する必要はないと思われる。「どのポイントで・どのように介入すべきかを見定めていくため」という目的を共有できる読者によってのみ、そのような読みが必然性を伴って行われると考えられる。

五味淵の見方を踏まえると、評価という文脈のなかでの、架空の学校の架空の規約文などは、全く読み解かれるべき対象とは言えないということになるだろう。読み解かれるべきテキストは、読者自らの現実と関わりを持つものであり、かつ介入の必然性があるものということである。しかし、介入を意図して教育場面に一定のテキストを持ち込むことは、結局のところ、介入すべきというメッセージを生徒に与えることと同じである<sup>3</sup>。教師という、いわば権力者から活動の方向性を規定するという点においては、設問の問題、つまり評価という文脈における一義的な見解を導くことと同様の問題がそこには存在し続けることになる。

調査に用いられたテキストは、あくまで架空の学校の規約文である。したがって、実社会に明確な参照点は存在しない。一方でそれは実際の規約文を模したのもでもあり、いわば準現実的なものとして提示されているものである。この特徴は、規約文が、複数の人間の思惑を調整することによって成立しているという性質を持ちつつも、現実にはその人間をどうやっても特定できないということを担保している。誰がどうやってこの規約を作ったかということについては言及が禁じられているかのような状態に置かれているのである。あたかも、魔法を用いる虚構世界で、魔法が使えることを疑問視するのがタブーであるかのような作り方である。これは虚構であり、つくりものである。そして、虚構のなかでの「現実」における生徒たち（これも虚構上の人物だが）の行動をコントロールしているのが、またしてもこの規約文である。読者が疑いなく受け入れるものとして、そして登場人物も疑いなく受け入れるべきものとして規約文は存在している。文学作品における「設定」のような役割を持つものともいえるだろうか。上に推測した、異なる立場からの規約の捉えは、「設定」に疑いを差し挟むような非文学的な読みとも、

あるいは、綻びのある「設定」を補強しようとするような読みともいえるかもしれない。いずれにしても、対象となる規約文の虚構性に疑念を持たない限り、あるいは虚構として読むというコードを全く無視した非合理的（とされてしまう）読み方をしない限り、これらの読みが産出される可能性は閉ざされたままである<sup>4</sup>。しかしながら、すでにみたように、高校生の生徒たちにそのように疑念を持つよう方向づけることもまた、可能性を閉ざすことである。結果的に、架空の規約文を用いて可能なことは、たまたま疑念を持ってしまった、あるいはたまたま超越的なコードから読んでしまった高校生の読みを排除しないということが精いっぱいである。授業の目的が、教室における読みを攪乱するというわけであれば（それも大事な目的のひとつではあるが）、架空の規約文にはほとんど可能性はないといってよいだろう。

整理したい。調査問題に用いられた規約文は、評価の文脈では一義的な読みが求められるが、それを離れ、その虚構性を眺めるとき、さらにその虚構性をズラして読むときにのみ、異なる立場からの読みを見出すことができる。ところが、このような読みは、虚構に遊ぶ態度を強化することはできても、「複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている」ことをひとつも解決はしない。ここまでは、批判の検討を経てみてきたところである。

ここまでの問題は、規約文が架空のものであることによっている。では、「実社会」に既存のものをいけば、いま見てきた問題はクリアされるのだろうか。答えは否である。すでに見てきたように、虚構性に触れることが異なる立場からの読みの可能性、ひいてはその交渉の可能性を開くのである。したがって、「実社会」に既存のものを、単にそれを現実のコードでのみ読み解くだけでは不十分である。ここで提案したいのは、調査問題が架空の規約文から現実的な処方箋を導くというベクトルとは逆に、現実的な規約文を架空のものに変化させるという、逆のベクトルでの実用文の扱いである。「実社会」に既存の規約文を虚構化するという、半分だけ遊戯的になることが許される活動なかに、現実と非現実との緊張関係を保ちつつ、規約文のメディア性に触れる学習が展開できないだろうか。

#### 4. SNSの利用規約を書き変えるという活動の提案

「実社会」に既存のテキストとして、SNSの利用規約を例に考えてみたい。SNSの利用を開始する際に、プラットフォームの提供者から示され、内容に同意しなければならない規約文であるが、たいていは熟読されたりすることのないものである<sup>5</sup>。そこには、プラットフォームの目的や利用方法、利用にあたっての条件や約束ごとなどが記されている。よく知られているプラットフォームとしてFacebookやTwitter、Lineなどを挙げることはできるが、多くは広告による収入を得る企業である。そうした企業の側から見れば、ユーザー数は多くなるほどよい。収入が増える可能性が高まるからである。こ

れらは架空のものではない。「実社会」のビジネスモデルのひとつである。

SNSの利用規約は、したがって、第一にサービスを利用するユーザーを増やすことにつながるポジティブな情報として提示される必要がある。さらに、ユーザーに最適と思われる広告を打ち、効果を上げるためには、ユーザーの行動を適切に把握する必要がある。したがって、第二に、ユーザーの行動把握を受け入れてもらわなければならない。さらに、SNSという名のとおり、ユーザーの活動はつねに社会的な行動としてある。したがって、第三に、多くのユーザーに一般的な社会規範に準じた行動を約束してもらう必要がある。このことは、しかし、ユーザー数を減らすわけにはいかないという点で、第一の点に馴染まないものを含んでいる。例えば炎上マーケティングという言葉で知られているように、一般には不適切と思われる言動が多く注目を浴びることは、サービスの利用を活性化することでもあるからである。具体的に、表2にFacebookとTwitterの利用規約の冒頭部と約束事が書かれた箇所から、上記に関わる部分を抜粋して示す。

表2 FacebookとTwitterの利用規約(抜粋)

	Facebook	Twitter
	<p>利用規約</p> <p>Facebookへようこそ!</p> <p>Facebookは、人びとの交流やコミュニティの構築を促し、ビジネスの成長に寄与するテクノロジーとサービスを提供しています。本規約は、Facebook、Messenger、弊社が提供するその他の製品、機能、アプリ、サービス、技術、およびソフトウェア(Facebook製品または弊社製品)のご利用に適用されます。ただし、(本規約とは異なる)別段の規定が適用される旨を弊社が明示している場合を除きます。Facebook, Inc.がこれらの製品を提供します。</p> <p>利用者は、Facebookも、本規約が対象とするその他の製品やサービスも、無料でご利用いただけます。一方、ビジネスと団体は、利用者に製品やサービスの広告を配信するために広告料を支払います。利用者は弊社製品を利用することで、Facebookが利用者や利用者の興味・関心に関連性があると判断した広告の配信を受けることに同意するものとします。弊社は、利用者にごのような広告を配信するかを判断するために利用者の個人データを使用します。</p> <p>弊社が利用者の個人データを広告主に販売することはありません。また、利用者の明確な許可を得ずに、利用者を直接特定できる情報(氏名、メールアドレスまたは他の連絡先情報など)を広告主と共有することはありません。その代わりに、広告主は自社の広告の配信を希望するオーディエンスの類型などを弊社に知らせることができ、弊社は興味を持ちそうな人にその広告を配信します。弊社は、利用者が広告主のコンテンツに対してどのようなアクションを実行したかを把握するために役立つため、広告のパフォーマンスに関する報告を広告主に提供します。詳しくは下記の第2条をご覧ください。</p>	<p>Twitter サービス利用規約</p> <p>Twitter ユーザー契約は 本サービス利用規約、当社のプライバシーポリシー、Twitter ルールとポリシー、およびすべての組み込まれたポリシーから構成されます。</p> <p>本サービス利用規約(以下、「本規約」と称します)は、当社の様々なウェブサイト、SMS、API、メール通知、アプリケーション、ボタン、ウィジェット、広告、およびeコマースサービスなどのTwitterのサービスと、本規約に関連するTwitterの他の対象サービス(URL略)(以下、「本サービス」と総称します)、ならびに本サービスにアップロード、ダウンロードまたは表示される情報、テキスト、リンク、グラフィック、写真、音声、動画、その他のマテリアルやアレンジされたマテリアル(以下、「コンテンツ」と総称します)にアクセスし、利用する場合に適用されます。本サービスを利用することによって、ユーザーは本規約に拘束されることに同意したことになります。</p> <p>ユーザーは、本サービス上にまたは本サービスを介してコンテンツを送信、投稿または表示することによって、当社が、既知のものか今後開発されるものかを問わず、あらゆる媒体または配信方法を使ってかかるコンテンツを使用、コピー、複製、処理、改変、修正、公表、送信、表示および配信するための、世界的かつ非独占的ライセンス(サブライセンスを許諾する権利と共に)を当社に対し無償で許諾することになります(明確化のために、これらの権利は、たとえば、キュレーション、変形、翻訳を含むものとします)。このライセンスによって、ユーザーは、当社や他の利用者に対し、ご自身のツイートを世界中で閲覧可能とすることを承認することになります。ユーザーは、このライセンスには、Twitterが、コンテンツ利用に関する当社の条件に従うことを前提に、本サービスを提供、宣伝お</p>
冒頭部		

	<p>弊社のデータに関するポリシーは、利用者にとっての広告を配信するかを判断するため、また、下記のその他のあらゆるサービスを提供するために、弊社がどのように利用者の個人データを取得し、使用するかを説明しています。また利用者は、弊社が利用者のデータをどのように使用しているかについて、いつでも[設定]で自分のプライバシー設定を確認することができます。 (中略)</p>	<p>よび向上させるための権利ならびに本サービスに対しまたは本サービスを介して送信されたコンテンツを他の媒体やサービスで配給、放送、配信、リツイート、プロモーションまたは公表することを目的として、その他の企業、組織または個人に提供する権利が含まれていることに同意するものとします。ユーザーが本サービスを介して送信、投稿、送信またはそれ以外で閲覧可能としたコンテンツに関して、Twitter、またはその他の企業、組織もしくは個人は、ユーザーに報酬を支払うことなく(ユーザーは、ユーザーによる本サービスの利用がコンテンツおよびコンテンツに関する権利の許諾に対する十分な対価であることに同意するものとします)、当該コンテンツを上記のように追加的に使用します。</p>
<p>約束事など</p>	<p><b>2. Facebook で共有可能なコンテンツおよび認められる行為</b></p> <p>弊社は、利用者の皆様に Facebook を利用して自己表現や、大切だと感じるコンテンツのシェアをしていただきたいと考えていますが、それにより他人の安全や福利、コミュニティの健全性が損なわれることがあってはなりません。そのため、利用者は次の行為を行わないこと、および、他者による同様の行為を助長または支援しないことに同意していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の行為、または以下のコンテンツの共有を目的として弊社製品を利用することを禁止します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●本規約、コミュニティ規定、および利用者による Facebook の利用に適用されるその他の規約やポリシーに違反する行為や情報。</li> <li>●違法行為、誤解を招く行為、差別的行為、または不正行為。</li> <li>●知的財産権などの他者の権利を侵害する行為。</li> </ul> </li> <li>コンピューターウイルスもしくは悪意あるコードをアップロードする、または弊社製品の正常な機能もしくは表示を停止させる、過負荷をかける、もしくは損傷させる行為は禁止されています。</li> <li>弊社から事前の許可を得ることなく、自動化手段を用いて製品のデータにアクセスしたり、データを取得したりすること、またはアクセス許可のないデータへのアクセスを試みることは禁止されています。</li> </ol> <p>弊社は、本規定に違反するコンテンツを削除し、そのコンテンツへのアクセスを制限することができます。 (以下略)</p>	<p><b>3.本サービス上のコンテンツ</b></p> <p>ユーザーは、適用される法令や規則への遵守を含め、本サービスの利用および自身が提供するコンテンツに対して責任を負います。提供されるコンテンツは、他の人たちと共有して差し支えないものに限定してください。</p> <p>本サービスを介して投稿されたまたは本サービスを通じて取得したコンテンツやマテリアルの使用またはこれらへの依拠は、ユーザーの自己責任において行ってください。当社は、本サービスを介して投稿されたいかなるコンテンツや通信内容についても、その完全性、真実性、正確性、もしくは信頼性を是認、支持、表明もしくは保証せず、また本サービスを介して表示されるいかなる意見についても、それらを是認するものではありません。利用者は、本サービスの利用により、不快、有害、不正確あるいは不適切なコンテンツ、または場合によっては、不当表示されている投稿またはその他欺瞞的な投稿に接する可能性があることを、理解しているものとします。すべてのコンテンツは、そのコンテンツの作成者が単独で責任を負うものとします。当社は、本サービスを介して投稿されるコンテンツを監視または管理することはできず、また、そのようなコンテンツについて責任を負うこともできません。</p> <p>当社は、Twitter ユーザー契約に違反しているコンテンツ(著作権もしくは商標の侵害その他の知的財産の不正利用、なりすまし、不法行為または嫌がらせ等)を削除する権利を留保します。違反を報告または上申するための特定のポリシーおよびプロセスに関する情報は、当社のヘルプセンター(URL略)でご覧いただけます。 (以下略)</p>

利用規約が言及していることはこれ以外にも多岐にわたる。また、この引用にも示されているように、この利用規約とは別の階層に規約や規定、ポリシーなどが大量に用意されている。その中にはさらなる別階層の文書も用意されている。用語の難しさや構文の奇妙さもあり、全てを読み通すためには相当な労力を要するものである。このような利用規約の内容を全ての人が、とくに、ここでの主な対象として考えられる高校生が、明確に理解しなければならないとは思われない。おそらく法文書の専門家であっても特段の必要がなければ全てを理解しているわけではないのではないだろうか。これを教材



とし、子どもたちの貴重な国語の学習の時間に、文学や評論文を押しつけてでも割り当てるには、内容を理解するということが目的の授業であるならば、不要であると考ええる。また、入り組んだ階層構造の文章であることや、個々の内容が条文で書かれていることなど、こうした文章形態における記述を論理的に捉えるという方向性も、教材化の理由としては不十分である。それが目的であれば、架空の生徒会規約で十分である。教材化の方向性は、これが現実の生活や「実社会」との関わりのなかにある文章であることを前提にしたものでなければならないだろう。

これら利用規約に同意することによって、利用者は、約束を果たすよう自らの現実の行動を調整しなければならない（はずである）。それは未来の自らの行動を約束することであり、SNS 上での発言の自由を自ら制限することである。現実との関わりという側面からみれば、このようなことが、規約文にどう反映されているかという点を、まずは読む必要があるだろう。Facebook の利用規約の冒頭は、Facebook がいかに有益なサービスであるかを示している。ポジティブな情報として、Facebook が「人びとの交流やコミュニティの構築を促す」ものであること、無料であること、直接的な個人情報を公開しないことなどが書かれている。そもそも利用を開始しようとしている人に向けて知らされるこの情報は、利用への期待を高まらせるものであるだろう。Facebook の利用規約が自由の制限についての記述をそうした文脈の背後に用意する一方で、Twitter の利用規約ではもう少し、利用者のリスクに焦点が当てられている。どちらかといえば、Twitter の方が、利用者の未来の行動に対する約束を取り付けるということに対して、真摯な姿勢である印象を受ける。

具体的にどのような制限を求めているかという点は別階層にあるポリシーの中身まで読まなければならないが、上の引用からわかるのは、Facebook は明確に「禁止」すべき事項を示し、違反に対する「削除」や「制限」をほのめかしていることに対し、Twitter は「自己責任」の投稿を強調し、会社は「削除する権利の留保」というスタンスをとっているという違いである。この違いにはさまざまな要因が考えられるが、ひとつに Twitter は匿名での投稿が可能な媒体であるという点が挙げられる。Twitter は、利用者個人の責任を追及することがそもそも困難なメディアである。

SNS の利用規約は、当然のことながら、当該の SNS のメディア特性に関わった記述がなされる。この点に触れることが、メディア・リテラシー教育が求める理解のひとつをもたらすことにはなるだろう。しかし、それは利用規約を教材化した活動の副次的な産物である。国語という教科で扱う実用文である以上は、その言語的側面に目を向ける必要がある。利用規約の言語表現によって、現実の利用者の行動の制限が約束されるという点を、言語の問題としていかに考えるかということである。

規約文は言葉でできている。利用者が守る必要のある規則の言葉である。ところが、約束を守ることを言葉によって担保するということは、原理的には不可能である。ウィトゲンシュタインのいうように、「規則は行動の仕方をどのようにも決定できないだろ

う、というもどのような行動の仕方も規則に一致させられる」のである。例えば Twitter の利用規約には、「提供されるコンテンツは、他の人たちと共有して差し支えないものに限定してください」という文言があるが、結局のところ、どのような投稿を行ったとしても事後に「差し支えないものに限定した」と言ってしまうのである。したがって、不適切な発言として注目が集まるような現象も、利用規約に明確に違反する行為であるとは言えないということになる。それならば、なぜ「限定した」と言えるかという、発言の「意図」が次に問題になるかもしれないが、いくら意図の説明を聞いたところで、真相を明らかにすることは不可能である。もっともそれは、発言者にも分からないものかもしれないのである。

規約文をあくまで言語として捉えると、それは不可能な約束を取り付けようとするものだということがわかる。それにも関わらず、利用規約が一定の約束を可能にするものとして機能しているのは、約束を守ることが一般的には正しいこととされているからである。それは、私たちの社会や生活にある規範の問題である。利用規約を教材化することは、現実の社会や生活を調整する言語の限界に触れることなのである。このように考えると、利用規約が想定する現実の社会や生活を捉えることが、利用規約の教材化にあっては重要であるといえる。しかしながら、利用規約は未来を約束してもらうものである。想定される未来は、推測的なものであらざるを得ない。SNS のメディア特性から利用者がどのような行動をとると推測できるか、ありうる未来を予測して言語化し、事前に（利用者にとっても提供者にとっても）トラブルを回避するために約束を交わすために用いられるのが、SNS の利用規約である。ありうる未来を予測して言語化するという作業は、架空の未来を想像することであり、虚構を創作するような思考過程を経ることであるといえるだろう。

ここに、「実社会」に既存の規約文を虚構化するという方向性での実用文の扱いを提案したい。既存の規約文から、その作成者たちが想定する未来については規約文を読むことである程度推測することはできる。SNS の利用規約であれば、そのメディア特性に基づいた未来の想定を探ることができるかもしれない。しかし、調査問題の部活動規約がそうであったように、それは作成者たちの現実認識を追認するようなものになってしまう。読み手個々の現実の認識はそれとは異なるものであるはずである。その認識は、同じメディア特性に基づいた未来の想定を異なるものとすると思われる。それは、異なる立場からの現実認識である。したがって、規約文を虚構化する、つまり個別の視点で書き換えさせることは、異なる立場からの現実の捉え方を表出させることになると思われる。当然、それは個々の利害関心によって違うものになるだろう。一方でそれは虚構であり、シミュレーション的なものであり、教室での活動に特化される、つまり学習活動のためのものである。それこそ、異なる状況にいる者同士がメディアをめぐる、どうやって意味をすり合わせていくかということの学習の可能性を開くものになるのではないだろうか。その意味で、ここに、「実社会」に既存の規約文の書き換えという実用

文の扱いを提案したい。

## 5. おわりに

本稿では、実用文の扱いについて、SNSの利用規約の書き換えという活動を提案した。この活動が実際にどれくらい国語科のメディア・リテラシーの教育において効果を上げることができるかということについては、別稿にて検討したい。

### 【注】

- <sup>1</sup> 日比嘉高 (2019.5) によれば、「実社会」という用語は答申における「[歴史]と対比され「言語文化」と対になるもの」から、指導要領においては「未来で生徒を待ち受ける、別世界」に変化していることを指摘している。
- <sup>2</sup> 阿部公彦 (2019) も次のように、同様の見解を示している。  
合理的に作られたように見える行政文書や契約書も、人間の「思惑」の中では簡単にその意味合いを変えられてしまいます。また、法といえども策定や運用の背後には意図や政治性を隠し持つ。読解力が重要なのは、そうした意図を読むときです。ところが「実用文書を読む訓練」と称して、実際には「既成の規範への盲従」を強いているのではないかとそんな批判も出ています。もし国語のテストに出すなら、規範が人間の言葉の中で汚れたものになっていく、そのプロセスを上手に問うてほしいものです。」(p.130)
- <sup>3</sup> この問題はメディア教育の文脈では古くから指摘されていることである。例えば D. Buckingham (2003) などを参照。
- <sup>4</sup> 千葉雅也 (2019) が指摘するようなラディカルな読みへ向かう事態も、このような虚構性を察知するか、テキストとは全く無関係なものを組み合わせて読むことなどによってもたらされると考えられる。
- <sup>5</sup> 公正取引委員会 (2020) の資料によれば、SNSの利用規約の存在を全くかほとんど気につけない人が調査対象 2000 人のうち、902 人、また、存在を認知していても読んだことのない人は 169 人、読んでいても一部、あるいは見出しのみの人は 818 人であった。ほとんどのユーザーは SNS の利用規約をきちんと理解してはいない。情報の提供のしかたに問題があるともいえるが、ほとんどのユーザーは、そもそも自らの SNS 利用に制約があるとは考えていないという意識も窺える。

### 【引用・参考文献】

ワイトゲンシュタイン・L、鬼界彰夫訳 (2020) 『哲学探究』、講談社  
阿部公彦 「『論理的な文章』って何だろう？」(紅野謙介(編) (2019) 『どうする？ どうなる？ これからの「国語」教育』、幻戯書房、pp.118-132)

- 阿部公彦・沼野充義・納富信留・大西克也・安藤宏（2020）『ことばの危機 大学入試改革・教育政策を問う』、集英社
- 公正取引委員会（2020.4）『デジタル広告の取引実態に関する中間報告書』
- 紅野謙介（2018）『国語教育の危機—大学入学共通テストと新学習指導要領』、ちくま書房
- 紅野謙介（編）（2019）『どうする？どうなる？これからの「国語」教育』、幻戯書房
- 五味淵典嗣（2019.5）「未来は誰のものか 新しい「国語科」の理念と現実」（『現代思想 五月号 第四七巻第七号』、青土社、pp.156-162）
- 大学入試センター（2017.5）「[大学入学共通テスト（仮称）]記述式問題のモデル問題例」、[https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00009385.pdf&n=記述式問題のモデル問題例 .pdf](https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00009385.pdf&n=記述式問題のモデル問題例.pdf)（2021年1月8日最終確認）
- 大学入試センター（2017）「平成29年度試行調査問題国語」、[https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00011239.pdf&n=5-01\\_問題冊子\\_国語 .pdf](https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00011239.pdf&n=5-01_問題冊子_国語.pdf)（2021年1月8日最終確認）
- 大学入試センター（2018）「平成30年度試行調査問題国語」[https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00035513.pdf&n=02-01\\_問題冊子\\_国語 .pdf](https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00035513.pdf&n=02-01_問題冊子_国語.pdf)（2021年1月8日最終確認）
- 千葉雅也（2019）「文学が契約書にねり、契約書が文学になる」（『文學界 二〇一九年九月号』、文芸春秋、pp.44-48）
- 日比嘉高（2019.5）「高校国語科の曲がり角」（『現代思想 五月号 第四七巻第七号』、青土社、pp.114-123）
- Twitter『Twitter ユーザー契約』（2020年6月18日発効）[https://cdn.cms-twdigitalassets.com/content/dam/legal-twitter/site-assets/tos-oct-14th-2020/Twitter\\_User\\_Agreement\\_JA.pdf](https://cdn.cms-twdigitalassets.com/content/dam/legal-twitter/site-assets/tos-oct-14th-2020/Twitter_User_Agreement_JA.pdf)
- Facebook『利用規約』（2020年10月22日最終更新版）[https://www.facebook.com/legal/terms/plain\\_text\\_terms](https://www.facebook.com/legal/terms/plain_text_terms)